

第4章

目標を達成するための 施策の展開

施策の見方

基本目標1 たがいに助け合う

基本目標2 温かに暮らせるまち

基本目標3 安心・安全なまち

第4章 目標を達成するための施策の展開

※ 施策の見方

役割分担

本計画は、行政の計画ですが、その計画段階から実行・評価には、住民・事業者・社会福祉協議会など、地域福祉の主体となる方々の参加を前提としています。

この前提のもと、施策の柱ごとに展開していく施策内容を示すとともに、各施策を効果的に推進していくために主たる実施主体も想定しています。

(例)

区 分	内 容	実施主体
(1)地域の繋がりを深める		
①あいさつ・声かけができる関係づくり	行政は、地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。 ○地域住民は、高齢者・障がい者などを地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。 ○行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。 ○行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援・除雪サービスなどの事業充実を図ります。 ○行政は、生活困窮者の自立支援に向けて、困り事を抱えている本人及びその世帯の全ての方について、早期に把握し支援に繋げるため、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。 ○行政は、日常生活上で何らかの手助けが必要な方について、公的サービスに馴染まないような生活課題を早期に把握するため、地域包括支援センターの訪問による生活状況等の把握や民生委員児童委員の見守り活動及び各事業者と締結している見守り活動による情報収集を行い、必要な対応を関係機関と協議するとともに、社会的孤立にならないよう取り組みを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域

～基本目標 1 たがいに助け合う～

1 地域のふれあい支えあいネットワークづくり

〔基本認識〕

- 少子高齢化の進展や孤立死問題、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行、介護保険制度の改正、さらには災害対策基本法の改正など、多様化する福祉ニーズや地域での福祉の課題に対して、地域住民同士の見守りや支えあい、助け合いを基本とした地域の力が大変重要となっています。
- 地域住民に身近な存在である民生委員児童委員については、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として大変重要な役割を担っております。
- 子どもの頃から福祉に関わる教育や体験などを通じて、福祉の心を育み町民が等しく人としての尊厳を持ち、年齢や障がいの有無などに関わらず、その人らしい生活を送るため、より多くの町民の理解と協力が必要となります。
- 地域におけるさまざまな団体や組織などと連携・協力して、その地域の実情に応じた活動ができるように、社会福祉協議会と連携を強化し地域福祉のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が主役となれるような仕組みや支援の体制づくりが求められています。
- 単身高齢者が増加するなかで、引きこもりなどにより何らかの支援が必要であるにも関わらず支援されていないケースの増加が予想されることや早い段階で支援に繋ぎ出来る限り地域で生活を続けていけるような体制づくりが求められています。

〔施策のねらい〕

- (1) 地域の繋がりを深める
- (2) 地域福祉の啓発
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 社会福祉協議会との協働と連携
- (5) ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備
- (6) 制度の狭間で苦しむ高齢者や障がいのある人の孤立化防止と地域生活支援

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)地域の繋がりを深める		
①あいさつ・声かけができる関係づくり	行政は、地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。 ○地域住民は、高齢者・障がい者などを地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。 ○行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。 ○行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援・除雪サービスなどの事業充実を図ります。 ○行政は、生活困窮者の自立支援に向けて、困り事を抱えている本人及びその世帯の全ての方について、早期に把握し支援に繋げるため、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。 ○行政は、日常生活上で何らかの手助けが必要な方について、公的サービスに馴染まないような生活課題を早期に把握するため、地域包括支援センターの訪問による生活状況等の把握や民生委員児童委員の見守り活動及び各事業者と締結している見守り活動による情報収集を行い、必要な対応を関係機関と協議するとともに、社会的孤立にならないよう取り組みを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域
②民生委員児童委員などによる見守り活動の推進	行政は、地域住民が抱える生活上のさまざまな相談を受けている地域福祉の中核的な担い手である民生委員児童委員による地域の見守り活動を促進します。 ○民生委員児童委員は、常に地域の実情を把握し、見守りや悩み事相談等を実施するなかで、適切な支援やサービスが受けられるよう行政・社会福祉協議会等へ繋がります。	行政 民生委員児童委員 地域

区 分	内 容	実施主体
	○行政は、民生委員児童委員活動が迅速に行われるよう情報の提供や関係機関との連携、活動費の支援を行うとともに、資質向上のための研修を実施することにより活動支援を行います。	
③福祉活動情報の共有化	行政は、地域住民が抱える課題を関係機関で適切に支援できるよう情報共有化を推進します。 ○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、常日頃からお互いに情報提供を行い、情報の共有化を図ります。 ○地域・民生委員児童委員などが、関係機関に情報を伝達しやすい仕組みづくりを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域 民生委員児童委員
(2) 地域福祉の啓発	行政は、地域福祉推進の機運を高めるため、継続的に各種啓発方法によりボランティアや地域福祉に関する情報発信を行います。 ○行政は、ホームページ・SNSや広報紙・出前講座等により情報発信に努めます。 ○社会福祉協議会・地域包括支援センターは、地域福祉活動の実践事例やボランティア人材の募集・提供・出前講座などにより、具体的な福祉情報の発信に努めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター
(3) 福祉教育の推進		
①福祉に関する学習機会の提供と幅広い人材の活用	行政・社会福祉協議会は、福祉に関する必要な知識や技術などの普及のため、関係団体の協力を得て研修会実施などの学習機会づくりを進めます。 ○行政は、事業者・ボランティア団体・NPOなどの協力を得て、老人クラブや職場などに対して出前講座等を実施することにより福祉教育の推進を図ります。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
	○社会福祉協議会は、青少年の頃から福祉に興味を持ってもらうため、小学生から高校生までを対象に福祉について、ボランティア体験や障がい者との交流を通じて自ら考え活動できる機会を設けることや学校や自治会・地域の団体等に社協職員・ボランティア活動者を派遣し、高齢者疑似体験・車いす体験・手話体験などにより、福祉の啓発やボランティア活動を推進し人材確保を図ります。	
②世代間等の交流の促進	行政・社会福祉協議会は、高齢者・障がい者・児童との世代間等の交流を推進し地域福祉の理解を深めるため、さまざまな機会を通じて交流促進を図ります。 ○行政は、地域福祉に対する理解を深めるための教育啓発に取り組むとともに、敬老会などの事業を開催することにより、地域で世代間等交流ができるふれあいの場づくりを支援します。 ○社会福祉協議会は、いきがいデイサービス・よりあいデイサービス・地域行事等を活用し、福祉の理解推進を図ります。	行政 社会福祉協議会
(4) 社会福祉協議会との協働と連携		
①社会福祉協議会の活動周知	行政・社会福祉協議会は、社会福祉協議会の活動状況などを住民に周知することにより、地域福祉の担い手としての認知度を高めます。 ○行政は、機関誌・町広報紙・ホームページなどを活用し活動内容の紹介を行います。 ○社会福祉協議会は、活動内容の紹介や研修会を実施し協議会活動の周知を図ります。	行政 社会福祉協議会
②社会福祉協議会との協働活動	社会福祉協議会は、地域福祉を担う重要な役割を担っていることから、行政は、各事業の実施にあたり協働して行います。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する、福祉教育・啓発にかかる住民への周知がある場合は協働して行います。 ○行政は、ボランティアセンターの運営・ボランティア団体の育成にかかる体制整備を協働して行います。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(5) ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備	行政は、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を過ごすために、すべての人が共に暮らすことが当たり前という考えのもと、障がいに対する理解を深めるため、各種イベントの開催などにより交流活動を促進するとともに、幼少期から思いやりの心を育てるため「心のバリアフリー」の推進を図ります。 ○行政は、「障がい者週間」のイベントの実施、福祉講座や勉強会の開催により啓発に努めます。 ○行政は、広く町民を対象としたイベントや行事が、障がい者も参加することを前提に開催されるよう障がい者への配慮と啓発・情報提供に努めます。 ○行政は、幼少期からの交流体験を通じた福祉教育の機会充実のため、保育園、幼稚園、小・中学校での児童・生徒と障がい児の交流の機会の創出と拡大を図ります。 ○行政は、障がいのある人に対する虐待や差別などの暮らしづらさを解消するため、相談支援体制やネットワークの構築を図ります。 ○行政は、障がいのある人が、安心して地域生活を継続できるように居住支援、相談、緊急時の体制づくりなどの機能を持つ「地域生活支援拠点」の整備を近隣市町と連携して進めます。	行政
(6) 制度の狭間で苦しむ高齢者や障がいのある人の孤立化防止と地域生活支援	行政は、地域包括支援センター・民生委員児童委員や地域で活動されている方々と連携し、単身高齢者などの引きこもり等により何らかの支援が必要である方の把握及び支援に努めます。 ○行政は、各関係機関や地域と連携し、何らかの支援が必要である方の把握に努めるとともに、その方のニーズと周囲の環境に合わせた支援へ繋げられるよう進めます。 ○行政は、各関係機関と連携し、より多くの方に介護度が軽度の段階で早期に支援し、これまでどおり地域で生活を継続できるよう体制づくりを検討します。	行政 地域包括支援センター 民生委員児童委員 地域

2 ボランティア活動の展開

〔基本認識〕

- 住みなれた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域住民や事業者・団体、行政機関などがお互いに協働・連携した活動を行う必要があります。

しかし、少子高齢化の進展にともない人材の確保が難しい状況となっています。これからは、地域で暮らす元気な高齢者や学生が、重要な社会資源であると認識し福祉活動を担う人材として発掘・育成をしていく必要があります。

- ボランティア活動は、気軽に参加できる活動から高齢者、障がい者、児童等福祉サービスを提供する専門的な活動までさまざまな活動領域があるため、意欲ある住民が参加しやすい環境を整備することが必要となります。
- 介護保険制度の改正により、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行し市町村で取り組むことになり、既存の介護サービスと福祉サービスを組み合わせた効果的なサービスの支援が求められています。ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とを上手に繋げていくためのボランティアコーディネーターの養成とボランティアセンターの機能充実を図る必要があります。

〔施策のねらい〕

- (1) ボランティア人材の発掘と育成
- (2) ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアセンターの機能充実

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) ボランティア人材の発掘と育成	行政・社会福祉協議会は、少子高齢化の進展に伴い福祉活動を担う人材が不足することが予想されることから、地域の元気な高齢者や学生を福祉活動の担い手として発掘・育成を推進します。 ○社会福祉協議会は、地域に住む元気な高齢者、老人クラブ等の参加者にボランティア活動の情報提供を行い福祉活動の担い手を育成します。 ○社会福祉協議会は、学生向けのボランティア出前講座などを通して、福祉活動の担い手の発掘・育成を推進します。 ○社会福祉協議会は、ボランティアの担い手を対象とした学習や研修活動を行い資質の向上と活動の継続を支援します。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する活動を協働して行うとともに、住民への情報提供を図ります。 ○行政・社会福祉協議会は、地域貢献や介護予防の推進を図るため、登録制度によりボランティア活動を行った人へポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度について検討します。	行政 社会福祉協議会
(2) ボランティアコーディネーターの養成	行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動をスムーズに推進するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを進めます。 ○社会福祉協議会は、ボランティアが必要な人とボランティア支援者を繋ぐ役割であるボランティアコーディネーターの養成を進めます。 ○行政は、ボランティアコーディネーターの活動や必要な連携と住民への情報提供を協働して行います。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(3) ボランティアセンターの機能 充実	行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動の中核を担うボランティアセンターについて、住民ニーズの増加に伴いセンター機能の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、人材の発掘・養成・研修・団体支援・団体活動の情報発信・利用調整などの事業が円滑に行われるようセンター機能の充実を図ります。 ○行政は、ボランティアセンターの活動周知のため情報提供を図ります。	行政 社会福祉協議会

～基本目標 2 温かに暮らせるまち～

1 必要なサービスを利用できる体制づくり

〔基本認識〕

- 町では、誰もが適切に情報を入手できる体制整備として、福祉の各担当窓口、広報誌やホームページ、出前講座などを活用した情報提供を行っていますが、情報が十分に届くような検討が求められています。
- 人口及び合計特殊出生率の減少、高齢化率の増加、核家族や単身世帯の増加などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに福祉に関する住民ニーズは年々増加し多様化しています。

このような中、状況に応じたサービスを提供するには、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制づくりが必要となります。

- 高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、関連する相談内容が増加傾向にあることから、これらに対応できるよう行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携し対応できるよう相談体制の充実が求められています。
- 子育て世帯の不安や悩み事の相談、ニーズに合わせた幼稚園・保育所などの施設や、子育て支援事業などから必要な支援を選択できるよう子ども・子育てに関する相談窓口の充実が必要となります。
- 民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役、情報提供や地域の潜在化したニーズを掘りおこし、サービスへ繋げる地域のアンテナ役、住民相互の支え合い活動の核、社会福祉協議会と連携した福祉コミュニティづくりの推進役など多くの役割が期待されています。

さらに、主任児童委員は、子どもたちが地域において、健やかで個性豊かに育つための支援者として期待されています。

これらのことから、バックアップ体制の充実や必要な情報の提供、研修事業の実施など支援体制の強化が必要となります。

〔施策のねらい〕

- (１)誰もが適切に情報を入手できる体制の整備
- (２)福祉関連事業者の情報提供の促進
- (３)総合相談窓口の設置
- (４)民生委員児童委員活動の支援

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)誰もが適切に情報を入手できる体制の整備		
①インターネットを活用した 情報提供の推進	行政は、ホームページ等のインターネットを活用した情報提供により、多くの情報を迅速に提供できるよう進めます。 ○行政は、高齢者・障がい者・児童等の福祉サービスについて、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、ボランティア団体の紹介・ボランティアの利用調整・活動状況の紹介など、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。	行政 社会福祉協議会
②出前講座等を活用した情報 提供の推進	インターネット等を活用できない住民に対して、行政や社会福祉協議会が実施している出前講座等を活用し、情報提供を進めます。 ○行政や社会福祉協議会は、インターネット等を活用できない住民に対して、出前講座を実施するとともに、広報誌・パンフレット等を活用し広く情報提供できるよう充実を図ります。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(2)福祉関連事業者の情報提供の促進		
①ホームページやパンフレットなどによる情報提供の促進	行政は、住民に広く情報提供できるように介護保険事業者などのホームページやパンフレットに連携・掲載できるよう調整を図ります。 ○行政は、介護保険・福祉関連事業者のサービス提供の内容やボランティア団体の活動内容等について、ホームページでの連携や各事業者のパンフレット作成時に掲載できるよう調整を図ります。 ○行政は、ホームページやパンフレット作成時に、必要に応じて各事業者へ情報提供の依頼を行います。	行政 事業者
(3)総合相談窓口の設置		
①総合相談窓口の確保	行政は、相談内容を一次的に聞き取り各関係機関へ繋げる窓口機関の確保を図ります。 ○行政は、高齢者・障がい者・児童等の相談内容にあわせた関係機関へ紹介するための一次機関を確保します。 ○社会福祉協議会は、経済的支援を必要とする住民に対する生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業等の相談窓口を確保します。	行政 社会福祉協議会
②関係機関の情報提供と連携	行政及び関係機関は、相談内容を適切な機関へ繋ぎ迅速に解決できるようにネットワークづくりを進め、お互いに情報提供を行い連携できる体制の構築を進めます。 ○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、高齢者・障がい者・児童等の相談や経済的支援に対応するため各機関と随時連携しネットワークづくりを進め、連携できる体制の構築を進めます。 ○行政は、経済的支援を必要とする住民の把握について、庁内各担当（税・水道・公営住宅）や社会福祉協議会・民生委員児童委員・地域等と連携し広く情報を集めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 地域

区 分	内 容	実施主体
③子育て相談窓口の充実	行政は、子育てに関する不安や悩み事の相談について、相談窓口の充実を図りニーズに合わせた施設利用やサービスが受けられるよう努めます。 ○行政は、子育てに関する不安や悩み事を解消するため相談窓口の充実を図り、必要に応じて幼稚園・保育所などの各施設や子育て支援事業などの支援へ繋がるよう努めるとともに、子育て支援センターとの連携を図ります。 ○行政は、「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待の未然防止・早期発見・初期対応及び関係機関との連携強化に努めます。	行政
④高齢者虐待の相談窓口の充実	行政と地域包括支援センターは、各関係機関と連携し虐待の早期発見に努め、必要な支援が迅速かつ円滑に行えるよう相談窓口の充実を図ります。 ○行政と地域包括支援センターは、相談窓口の認知度を高めるため周知を行い、早期に相談できる体制づくりを進めます。 ○相談内容は、多岐にわたることが多いため、行政・警察・福祉団体などの関係機関において、虐待防止のためのネットワークづくりなど連携体制づくりを進めます。	行政 地域包括支援センター
⑤外部機関との連携	行政は、生活保護制度の対象とならない失業や疾病、ひきこもり、家族の介護などをきっかけに経済的支援を必要とする生活困窮者や社会的に孤立している方から相談がある場合、一次窓口として相談支援を行い、社会福祉協議会・北海道等と連携し必要な支援に繋がります。 ○行政は、生活困窮者の一時的な生活困窮に関する相談について、社会福祉協議会の応急援護資金・生活福祉資金を紹介します。 ○行政は、生活困窮者の生活相談について、必要に応じて北海道の自立相談支援機関へ情報提供し、各種生活困窮者自立支援方策の活用につなげます。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(4) 民生委員児童委員活動の支援		
① 民生委員児童委員活動に必要な情報提供と活動支援	行政は、民生委員児童委員の活動に必要な情報提供を行うとともに、研修事業の実施など活動支援のバックアップ体制の充実を図ります。 ○行政は、地域の実情を把握する民生委員児童委員活動を支援するための必要な情報提供を行います。 ○行政は、民生委員児童委員活動を支援するため、研修事業の実施等の活動支援の充実を図ります。 ○民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役として潜在化したニーズを掘りおこし、必要なサービスを受けられるよう行政等の関係機関に繋がります。	行政 民生委員児童委員

2 福祉サービスの提供体制づくり

〔基本認識〕

- 福祉に関する住民のニーズは、多様化・複雑化しており子育て支援や介護保険・障害者自立支援の各制度の充実により、多くのサービス事業者によって介護サービスや福祉サービスが提供されていますが、これまで以上に保健・医療・福祉関係者・企業等が連携し、サービスを総合的に提供する仕組みづくりが必要となります。
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための子ども・子育て支援事業計画、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障がい福祉計画、高齢化の進行を踏まえて取り組むべき保健福祉施策を明らかにすることや介護保険制度の運営を円滑に進めるための高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これらの計画を推進し多様な福祉サービスの提供を確立することが必要となります。

また、各関係機関による連携と地域の支え合い活動など、総合的に調整・有効活用できる体制づくりが必要となります。

- 福祉サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択を確保するため、事業者に対し研修の実施や指導を行うことや第三者委員の活用、外部評価の仕組みづくりなど、福祉サービスの質の向上が求められています。

〔施策のねらい〕

- (1)福祉サービス充実のための連携の促進
- (2)福祉サービス施策の推進

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) 福祉サービス充実のための連携の促進	行政は、事業者が行う住民ニーズの多様化・複雑化に合わせたサービス提供の現状を踏まえ、今後より適切な支援を行うため、これまで以上に関係機関が連携し総合的に提供できる体制づくりを検討します。 ○行政は、相談窓口に寄せられた支援内容を適切なサービスに繋げることや多様な生活支援の取り組みをコーディネートする仕組みづくりを検討します。	行政 事業者
(2) 福祉サービス施策の推進		
①子育て支援施策の推進 (子ども・子育て支援事業計画)	行政は、子ども子育て世帯が安心して子どもを出産し育てることができるよう幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、ニーズに合わせた支援を円滑に行われるよう取り組みます。 ○行政は、子ども子育てに関する必要な体制整備を行います。 ○地域・民生委員児童委員は、「声かけ運動の推進」や「地域の見守り」等の活動を推進します。	行政 地域 民生委員児童委員
②障がい者（児）支援施策 (障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	行政は、障害者総合支援法に基づくすべての障がい者等が、可能な限り身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるよう対応を進めます。 ○行政は、障害者総合支援法の運用が円滑に行われるよう体制の充実に努めます。 ○行政は、サービスの量・質を確保しニーズを十分に把握して提供できる体制整備の充実に図ります。 ○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。	行政 地域 民生委員児童委員

区 分	内 容	実施主体
③高齢者支援施策 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	行政は、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康・生きがいを推進するとともに、地域全体で支え合う仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 ○行政は、高齢期を迎えても豊富な経験・知識や特技等を地域社会に活かせるような地域づくりを推進します。 ○行政は、可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう地域で連携・協働して「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 ○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。	行政 地域 民生委員児童委員
④福祉サービスの質向上	行政は、福祉サービスの質向上のため、福祉人材の育成、第三者評価の活用を検討、各種指導の充実を図ります。 ○行政は、福祉人材の育成のため、専門職員や町職員に対して、地域福祉に関する研修を実施し意識啓発を図ります。 ○行政は、第三者評価の活用について、関係機関と連携し、外部評価の仕組みを検討します。 ○行政は、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導時に、障がい者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。 ○行政は、介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。	行政

3 権利擁護の推進

〔基本認識〕

- 成年後見制度は、財産管理という私的な問題と捉えられる傾向があることや、独居の高齢者で認知症の進行により地域での生活が困難になり施設入所となる場合や、障がい者で親の死去などによる家族支援の継続が困難になった場合など、生活上で大きな課題が生じ、初めて対症療法的に利用を検討されることが多くあります。
- 成年後見制度が普及しない要因のひとつとしては、財産管理以外のメリットを感じられないことが考えられるため、認知症高齢者や障がい者の意思決定支援や身上監護等の福祉的な観点も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とする必要があります。
- 認知症の人など判断能力が不十分な高齢者とその家族等が安心して暮らせるように、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成及び活動の支援が求められています。
- 社会福祉協議会では、地域で安心して暮らすために判断力が十分でない人の日常的金銭管理サービスや書類等の預かり福祉サービスなどの支援を実施していますが、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋がるように関係機関による権利擁護支援の連携強化が求められています。

〔施策のねらい〕

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 日常生活自立支援事業の推進と需要増加に伴う生活支援員の人材確保

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)成年後見制度の利用促進	行政は、成年後見制度について、これまでの障がい者や認知症高齢者の財産管理に加えて、意思決定支援や身上監護等の福祉的な成年後見制度の理解を深め利用者がメリットを実感できる仕組みづくりを関係機関と連携しながら検討します。 また、本人を主体としたチームケアを想定し、地域における権利擁護支援の連携ネットワークの構築や、連携ネットワークの中核となる機関について検討します。 ○行政は、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の周知・広報活動や相談対応を行います。 ○行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターは、意思決定が困難な人や判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人の早期発見、支援を行います。 ○行政は、社会福祉協議会と連携し、美幌町成年後見支援センターの運営を進め、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。 ○行政は、成年後見制度について、本人への説明や支援を十分意識し、本人を中心とした「チーム」による支援を実施し、地域で日常生活が継続できるよう既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みとなる「地域連携ネットワーク」の構築や司令塔機能・事務局機能・進行管理機能を担う「中核機関」の在り方について検討します。 ○行政は、社会福祉協議会と連携し、今後の親族による支援困難に伴う利用増加に対応するため、成年後見支援センターの機能が十分に発揮されるよう市民後見人の養成と必要な研修を実施します。 ○行政は、成年後見制度の利用に係る費用を助成するとともに、必要に応じて町長申立を行います。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター

区 分	内 容	実施主体
(2) 日常生活自立支援事業の 推進と需要増加に伴う生活 支援員の人材確保	社会福祉協議会は、日常生活を営むことはできるが、必要な手続き・支払い等の行為に不安があるなどの判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活ができるよう、行政と連携し日常生活自立支援事業の実施体制について推進を図ります。 ○社会福祉協議会は、認知症高齢者や障がい者などが安心して日常生活を営むことができるよう「成年後見制度」と連携し、住民のニーズに合わせた支援のため「日常生活自立支援事業」の推進と窓口機関の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の需要増加に伴う生活支援員の人材確保を行政と連携し進めます。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する事業の周知と住民からの相談に対し適切な利用が図られるよう調整・連携を図り、体制整備に努めます。	行政 社会福祉協議会

※この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年(2016 年) 法律第 29 号)」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」として位置付けるものです。

～基本目標 3 安心・安全なまち～

1 生き生きと暮らせるまちづくり

〔基本認識〕

- 少子高齢化社会の現在においては、健康寿命を延伸し誰もがいつまでも健康で生き生きと暮らしていくことが求められています。

我が国は、生活水準の向上や医療の進歩などにより平均寿命が伸び、世界でも高い水準になっていますが、がんや脳血管疾患や心臓病などの生活習慣病の割合が増加し、介護を必要とする方の増加や医療費の増大が社会問題となり対応が求められています。

- 日常生活において、趣味や人との交流により生活を充実させることは生きがいとして生活に張りを与える可能性があります。元気で生き生きと生活する方が多い地域は、地域活動の活性化や地域福祉の向上に繋がるものと期待されます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには就労の場が欠かせません。そのため、関係機関と連携し雇用啓発を図り、社会参加を促進することが必要です。
- 地域福祉活動については、地域住民が世代を超えて交流することが下地となり、こうした交流活動が活発に行われるよう地域に開かれた拠点整備や既存施設等の活用が必要となります。

〔施策のねらい〕

- (1)健康づくり施策の推進（健康増進計画）
- (2)生涯学習の推進
- (3)雇用啓発と情報提供
- (4)地域住民等が集う拠点づくりの整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)健康づくり施策の推進 (健康増進計画)	長生きを楽しむ生活を続けるためには健康寿命の延伸は欠かせません。健康増進計画では重点的な取り組みとして次の4項目を推進します。 ○行政は、「生活習慣病」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「たばこ」の4項目を重点項目として各種施策を推進します。	行政
(2)生涯学習の推進		
①生涯学習による生きがいづくり	行政は、生涯学習の推進、学んだことを活かす支援の充実を図ります。 ○行政は、マナビティーセンター登録サークルの協力による初心者教室や活動成果発表会等の開催やサークル活動情報の提供を通して参加奨励と機会充実を図ります。 ○行政は、高齢者を含め、知識や技能を持つ人材を発掘しリスト化することによりあらゆる機会において活用できるよう努めます。	行政
②地域と繋がるきっかけづくり	行政は、高齢者、障がい者、子育て世代などの各段階に応じた生涯学習ができるよう内容の充実を図ります。 ○行政は、生涯学習へ興味を持てるようニーズ把握に努め、生涯学習内容の多様化や充実を図り、地域住民が参加しやすい体制を作ること、住民の繋がりや支え合いを推進します。 ○行政は、団体やサークルの紹介・各種事業や教室・講座、イベントを広報誌に掲載するとともに町ホームページでもお知らせし、より一層の内容充実を図ります。	行政

区 分	内 容	実施主体
(3)雇用啓発と情報提供	年齢や障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活するためには就労の場が欠かせません。行政は、あらゆる機会を通じて住民への理解・事業所への啓発を進めます。 ○行政は、高齢者・障がい者・ひとり親等の就労制限に対する住民理解を深めるため、ホームページ・広報誌等を活用し、啓発を行います。 ○行政は、町内各事業者に対して雇用への理解を求め、就労支援企業からの物品・役務の調達を配慮するなど雇用推進に努めます。	行政 事業者
(4)地域住民等が集う拠点づくりの整備	行政は、地域福祉活動の活性化の下地となる地域住民の世代を超えた交流活動が活発に実施できるような地域に開かれた拠点整備を検討するとともに、既存施設等が有意義に活用されるよう取り組みを促進します。 ○行政は、地域住民が世代を超えて連帯意識を高め健康で文化的な地域社会の発展のため町内の集会室の利用について有意義に活用されるような取り組みを促進します。 ○行政は、地域保健福祉活動を効果的に推進するため、保健福祉総合センターのさらなる有効活用を検討します。	行政

2 安心安全に暮らせるまちづくり

〔基本認識〕

- 高齢者・障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、公共機関の施設整備や既存施設の設備改修が必要になります。施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために公共建築物・公共施設のバリアフリー化を推進しています。町の公共施設では、順次施設改修が進められていますが、新規施設整備にあたってはユニバーサルデザイン導入により誰にでも優しいまちづくりを進めていきます。
- 車いすの利用者や介護が必要な高齢者・重度の障がい者などが、行きたいときに行きたい場所に移動できるよう、地域で誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう環境を整備することが求められています。
- 高齢者や障がい者、子どもなど交通事故に遭う可能性が高い人々に配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。
- 国内の大規模災害時には、高齢者や障がい者の方が多数亡くなられたことから、実効性のある避難支援ができるよう体制整備が求められているため、具体的な手法と関係機関の連携を進めます。
また、災害が発生した場合の初期対応として、自主防災体制の整備の促進と自主防災訓練の支援をします。

〔施策のねらい〕

- (1) 快適で利用しやすい環境の整備
- (2) 交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- (3) 地域バス等の公共交通手段の整備
- (4) 交通安全対策の推進
- (5) 災害に備えた体制整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)快適で利用しやすい環境の整備		
①公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	行政は、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために公共機関の施設整備と既存施設の改修を進めます。 ○行政は、公共施設のバリアフリー化の基準に適合する既存施設の改修やユニバーサルデザイン導入による施設整備を推進します。 ○行政は、特別特定建築物が建築される際には、建築物移動等円滑化基準に適合する施設となるよう指導します。	行政 事業者
②高齢者、障がい者の住宅の改善促進	行政は、高齢者や障がい者が日常生活を安心して快適に過ごすことができるよう住宅のバリアフリー化情報を提供します。 ○行政は、高齢者や障がい者などが住宅の「バリアフリー化」を行う際、各支援制度の紹介や税制面での優遇など必要な情報を提供します。	行政
(2)交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	行政は、誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう道路環境の整備を推進します。 ○行政は、道路改修の際には、歩道の段差解消・視覚障害者誘導用ブロック設置・幅広歩道など道路移動等円滑化基準を満たすバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入による道路整備を推進します。	行政
(3)地域バス等の公共交通手段の整備	行政は、高齢者、障がい者などが、利用しやすい公共交通手段の整備推進に努めます。 ○行政は、阿寒バス美幌循環線(ワンコインバス)、混乗スクールバスの運行が継続されるよう支援に努めます。 ○行政は、農村地域の交通手段確保のため、乗合タクシーの運行が確保されるよう支援に努めます。 ○住民の状況に合わせた交通手段の支援ができるよう制度の周知に努めます。	行政

区 分	内 容	実施主体
(4)交通安全対策の推進	行政は、高齢者、障がい者、子どもなどに対応した交通安全教育の充実に努めます。 ○行政は、高齢者・一般・小中学生の交通安全教室を継続します。 ○行政は、高齢者・障がい者等に配慮した交通安全対策の啓蒙啓発を行います。	行政
(5)災害に備えた体制整備		
①災害時避難行動要支援者台帳の整備	行政は、災害時に避難行動要支援者の安否確認を速やかに行うため、避難行動要支援者台帳及びマップを整備し随時更新を行います。 ○行政は、対象者に台帳への登録を促し実用的な台帳作成を推進します。 ○地域は、台帳への登録を呼びかけ、台帳整備とともに、整備過程により得られた情報で支え合いの体制構築を図ります。 ○行政と地域及び関係機関は、台帳の情報を共有し支援体制の整備を進めます。	行政 地域
②災害に備えた情報・組織の実用化	行政は、災害時における支え合い体制の整備確認を推進します。 ○行政は、自主防災組織の整備支援、救護・避難体制(要支援者マップ等)の情報更新を行います。 ○地域は、自主防災組織を中心に要支援者マップを活用し避難体制の構築を図ります。 ○社会福祉協議会は、災害発生後の生活再建のため、被災者を支援する災害ボランティアセンター開設の準備を進めます。	行政 地域 社会福祉協議会
③日頃からの支え合い体制の整備と見守り活動の実施	行政は、関係機関による地域の支え合い体制の整備推進及び見守り活動強化を支援します。 ○行政は、高齢者等の見守りを実施するため、緊急通報システム設置・愛のふれあい訪問・除雪サービス・配食サービス等の福祉施策を推進します。 ○行政・関係機関は、高齢者等ＳＯＳネットワーク・地域見守り活動事業などの見守りネットワークの充実に努めます。 ○社会福祉協議会は、配食サービス・やすらぎ支援事業・地域たすけあいチームの支援等の事業充実に努めます。	行政 関係機関 社会福祉協議会